

ID: 5231

担当部署: 経済部 産業振興課

処分の概要	総会招集の承認		
法令名 根拠条項	商店街振興組合法 第59条		
法令番号	昭和37年法律第141号		
【基準】	<p>法第59条の規定による。</p> <p>第59条 前条第2項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から10日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、行政庁の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行なう者が不在の場合において、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得たときも、同様とする。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年7月1日	最終変更年月日	令和元年6月21日